

船舶事故等調査報告書

平成26年8月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014仙第26号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年1月26日 10時15分ごろ
発生場所	青森県風間浦村下風呂漁港南東方沖 風間浦村所在の下風呂港北防波堤灯台から真方位116° 1,550m付近 (概位 北緯41° 27.8′ 東経141° 06.6′)
事故等調査の経過	平成26年5月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第三翔洋丸、19トン 282-18080青森、磯沼建設株式会社、野崎建設工業株式会社、杉山建設工業株式会社 B クレーン台船 翔洋、全長約53m なし、磯沼建設株式会社、野崎建設工業株式会社、杉山建設工業株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B 船底外板に凹損
事故等の経過	A船は、船長Aほか6人が乗り組み、人工リーフブロックを積載して船首約2.2m、船尾約2.6mの喫水となったB船の船尾凹部に船首部を結合して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、下風呂漁港南東方沖の海岸付近において、船首を南に向け、B船の船首両舷索を重さ約20tのコンクリートブロックに係止し、船尾両舷錨を投入して人工リーフブロックの据付け作業を行っていた。 A船押船列は、作業を続けていたところ、右舷側に強風を受けて走錨し、岩礁帯に接近したことから、作業を中止して船首両舷索を外した上、船尾錨を巻き揚げながら、B船に付属していた小型船に左舷船首部を押させて避難しようとしたものの、平成26年1月26日10時15分ごろB船の船底が岩礁に接触した。 A船押船列は、下風呂漁港に帰り、点検を行ったところ、B船の船底外板に凹損が確認された。
気象・海象	気象：天気 雪、風向 西北西、風速 約18m/s、視界 良好 海象：潮汐 高潮時 風間浦村には、本事故当時、風雪注意報が発表されていた。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし なし あり</p> <p>A船押船列は、下風呂漁港南東方沖において、錨泊して人工リーフブロックの据付け作業中、風速約18m/sの西北西風を右舷側に受けて走錨したことから、B船が岩礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船押船列が、下風呂漁港南東方沖において、錨泊して人工リーフブロックの据付け作業中、風速約18m/sの西北西風を右舷側に受けて走錨したため、B船が岩礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩礁等の付近で作業中に風波が強まったときは、早期の避難を検討すること。